

互助会会員の皆様へ

一般財団法人広島県職員互助会

一般財団法人広島県職員互助会では、インフルエンザ予防接種助成事業を次のとおり実施します。

【給付内容】

項 目	内 容
実 施 期 間	令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）
対 象 者	上記期間にインフルエンザの予防接種を受けた互助会会員 ※短時間勤務職員の互助会会員も対象となります。 （家族は対象となりません。）
助 成 金 額	ワクチン接種料の4分の3（10円未満の端数を切捨て） 助成対象回数は1回とする。

【インフルエンザワクチン接種及び請求における注意事項】

1 予防接種の手続

各自、予防接種実施医療機関で予防接種を受けてください。

（かかりつけの病院等で実施していない場合は、各地区の医師会ホームページ等を参考にしてください。）

地方職員共済組合広島県支部診療所でも実施します。（要事前予約）

診療所実施期間：令和7年11月4日（火）～12月5日（金）

2 助成金の請求手順

今年度から、請求方法が電子申請に変わりました。

別紙「電子申請の流れ」を参考に請求手続きを行ってください。

添付いただくインフルエンザワクチン接種に係る領収書は、ワクチン接種に要した費用が分かるように、領収書に明記してもらってください。



https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=25946

※電子申請ができない方は従前のとおり紙様式での申請も受付します。

様式は添付の請求書または情報ページ「インフルエンザ予防接種助成事業」から取り出してください。

申請期限：令和8年4月10日（金）【必着】

事務局 給付係（福利課）
担当 松浦
電話 082-513-2262